

総務産業常任委員会会議録

- 1 日 時 令和5年2月10日(金)
9時30分開会 15時29分閉会
- 2 会議場所 役場3階 第2委員会室
- 3 出席議員 委員長：中河つる子 副委員長：田村幸紀
委 員：只野敏彦、鈴木孝寿、中島里司、深沼達生
議 長：山下清美
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦、次長兼総務係長：川口二郎
- 5 説明員 総務課(消防) 竹中署長、三好副署長
商工観光課 前田課長、吉田補佐
農業委員会 高橋局長、菊地次長
出納課 本田課長
農林課 寺岡課長、水野牧場長、西垣補佐
税務課 青沼課長
監査委員室 田本室長
御影支所 太田支所長、阿部係長
建設課 山田課長、小笠原補佐
水道課 野々村課長、中島補佐
企画課 鈴木課長、下保補佐
総務課 神谷課長、野々村補佐、佐藤補佐、宇都宮主幹
- 6 議 件
(1) 所管事務調査について
・所管に関する事項について
(2) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

(1) 所管事務長について

- ・所管に関する事項について

【開会 9 : 30】

委員長（中河つる子）： 只今より、総務産業常任委員会の所管事務調査を始める。所管事務調査に入る前に、中島委員は所要のため遅れるとの連絡が来ている。本日の所管事務調査は、議会議員改選後に毎回実施しているが、総務産業常任委員会が所管する事務について確認するための調査で、各事務事業の詳細を把握するための調査ではない。調査は日程表のとおり課毎に進め、各課から所管する事務の説明を受け、その後に質疑を行うこととする。それでは説明員に入室していただく。暫時休憩する。

【休憩 9 : 30】

（総務課（消防）入室）

【再開 9 : 31】

委員長： 休憩前に引き続き会議を開く。最初に説明員の紹介をしていただいてから順次説明をお願いします。

竹中署長：（説明員紹介） 本日は消防分野についてお話しをさせていただきたいと思う。現在の十勝の消防組織は、消防力の一元化を図るため、平成28年4月に「とちかち広域消防事務組合」として発足した。この発足により、各町の消防団は町村組織下に戻すこととなり、同じく平成28年4月より清水町の組織下として運営しているところである。従来消防署で行ってきた消防団事務は、広域化後も変わらず消防署で行えるよう、消防職員は清水町職員、総務課付きとしての併任発令を受けている。消防団の現状であるが、十勝管内には21の消防団が存在しているが、1町で2つの消防団を保有しているのは清水町と新得町の2町である。昭和60年代に国の方針で1町1団とするよう消防団の統合を進める中で、当時北海道の消防担当部署であった、「防災消防課」からも直接指導に入った経緯もあるが、その後平成17年に国の告示基準である「消防力の整備指針」が一部改正され、町村合併等消防団の沿革、その他特段の事情がある場合はこの限りでないと言われ、現在そのまま2消防団が存続している形になっている。全国的に消防団に所属する団員の就業構造が変化し、被用者といういわゆる会社員の方が7割～8割を占め、自営業者が減少してきており、このことが団員確保を難しくしており、消防団員数は、全国的に減少傾向にある。清水町の消防団も同様で、定員数を確保することが困難な状況が続いており、現在の実員数は、清水団定員65名に対し58名、約89%。御影消防団は定員40名に対し34名、85%となっており、定員割れが続いている。小規模町村ほど消防団の組織力に頼る部分が大きく、規模にもよるが、建物火災を清水消防署の消防力だけで対応することは困難である。消防団の組織力低下は、結果として、直接的には災害時の被害拡大を左右することにつながり、住民生活に影響を与えると考えており、消防団と連

携して引き続き団員確保に努めているところである。とちろ広域消防事務組合予算については、清水消防署費、清水消防施設費、職員費は清水町がとちろ広域消防事務組合に対し負担金として支出しており、とちろ広域消防事務組合議会が議決権を有している。また、議会費、組合運営費、消防局費などの共通経費の負担割合は、平均割20%、人口割80%で算定され同じく負担金として支出している。清水町における消防関係予算は消防費を「款」「項」とする中の、「目」と設定され、消防団費、清水町財産である消防水利整備・修繕費用を主な対象とする消防施設費として設定されている。令和5年度の主な消防団の予算については、令和6年度に出場する北海道消防操法訓練大会に伴う事前訓練の経費を計上させていただいている。続いて、事前に配布させていただいた資料の中で後ろから7枚目をご覧ください。火災等出動件数については、消防車が出た件数になるが、清水消防署の総数が令和4年中であるが47件、これに対して芽室消防署が44件である。十勝全体で見ると清水消防署は4番目の出動件数ということになっている。他の救急出動件数、救助出動件数あるけれども、皆様に特にお知らせしたいと考えたものについてはこの件数である。以上、消防関係の説明とさせていただきます。

委員長：只今の説明に対して質疑あるか。

鈴木委員：職員数の適正人員については、広域消防ではこれくらいというのに対して今はどれくらいか。

竹中署長：今日現在においてはマイナス4名である。

鈴木委員：それに対して4月以降是正される予定はあるのかないのか。

竹中署長：先月末で職員が1名退職。是正される予定である。

【休憩：9：41】

【再開：9：42】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。他に質疑ないか。なければこれで消防に関する所管事務調査を終了する。暫時休憩する。

【休憩 9：42】

(商工観光課入室)

【再開 9：43】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。次に商工観光課の所管事務調査を行う。最初に説明員の紹介をしていただいてから順次説明をお願いします。

前田課長：(説明員紹介) 時間も限られているので、資料の中から、事業内容、事業費等を勘案し、主だった事業を中心に説明する。表紙の裏は、目次になっている。見開きで次のページは、商工観光課内の職員構成、その下に関係団体、1枚めくっていただき、各係の分掌事務を掲載している。見開きで次のページが、事業シートである。

予算の説明資料、決算成果表もこの形式で説明しているので、本日も、このシートを活用して説明する。1ページ目から7ページ目までが、移住定住促進に係るシートである。移住定住に係る業務は、主に移住に係る就業や住宅に係る相談、短期のお試し暮らしに対応する体験住宅の管理、1年程度移住を支援するための支援住宅の管理の他、移住定住を促進するため様々な奨励金や補助金を支出している。奨励金と補助金は、移住者に対して直接給付する奨励金と、移住者を迎え入れる住宅環境を整えるための地元建設事業者への補助金と、大きくは二つの種類の事業にわかれている。2ページ目は、移住者への家賃奨励金に係るものである。世帯転入者に対して家賃を助成し、定住促進を図るという事業を実施している。3ページ目は、移住者の住宅の新築や中古住宅の取得による奨励金である。新築住宅建設、中古住宅取得者に奨励金を交付している。更に、町内業者施工、子育て世帯にはインセンティブとして上乗せして奨励金を交付しているところである。4ページ目は、住宅リフォーム・太陽光発電システムの導入奨励金である。住宅所有者が、住宅リフォーム・太陽光発電システムを導入する際に助成している。1ページ飛ばして6ページは、移住定住用の住宅を整備したオーナーや建設業者に対する補助金である。町内で世帯向け住宅が不足している現状を鑑み、世帯向けアパートを新築、改修した民間事業者に補助金を交付している。これら事業、主な目的、事業規模、事業内容共に、ほぼ例年どおりの事業となっている。1ページ戻って、5ページの十勝しみず移住促進協議会は、昨年度まで、建設業協会に業務委託していた移住相談業務を、新たに会を設立して、きめ細やかに対応するような体制を整備している。従来の住宅相談に加え、雇用先を斡旋する仕事部会や、移住者同士の意見交換を充実させる移住者コミュニティ部会等で情報交換することにより、より移住者にとって住みやすい町をつくるよう努めている。7ページには、簡易宿泊・民泊支援事業給付金を新規に計上している。新聞等でご存じかもしれないが、本町は、6月末に、民泊仲介世界大手のエアビーアンドビーと包括連携協定を締結し、民泊の推進をはかっている。今後においても人口政策を所管する企画課、住宅政策を所管する建設課、空き家問題を所管する町民生活課等、関係課と連携をとりながら、移住定住施策を進めてまいりたいと思う。8ページから10ページまでが労働行政に係る分野である。事業費が小さいが、季節雇用対策や就労支援全般に係る事業を商工観光課で所管して実施しているところである。11ページから25ページが商工振興に係るシートである。商工観光課の仕事で一番大きな事業費をかけており、商工振興費は総額で今年度281,561千円の予算を計上してかなり大型の経費をかけている。12ページから13ページは、商工会に対する助成である。商工会職員の人件費やハーモニープラザの管理費がここにあたる。だいたい例年同じくらいの金額であるが、約40,000千円くらいかけている。それから、近年は、新型コロナウイルス感染症対策にあわせて物価高騰対策に係る事業に力を入れている。特に新型コロナウイルスに関しては、ここ数年大きくわけて4つの事業支援をしている。1つは、中小企業近代化資金利子補給という借入に対する利子補給、2つ目は、プレミアム付き商品券、3つ目は、困窮する事業者への直接給付金支給、4つ目は国の制度資金の上乗せ助成の4つを柱として、様々な事業を展開している。一つずつ説明する。14ページは中小企業近代化資金利子補給補助金である。従来から、中小企業向けの資金貸付は、実施していたが、一昨年度から3か年間にわたり、新型コロナウイルスにより経営が悪化した事業者に対して、運営資金、設備資金共に、上限1500万円まで全額利子補給、保証料の補填をしている。17ページの地域活性化生活応援商品券事業補助金は、いわゆるプレミアム付き

商品券と言われているものである。昨年度より、20組上限ではあるが、希望組数どおりに販売するようにしている。コロナ禍に加え、価格高騰による消費落ち込みに対応するため、プレミア率、発行部数を当初予算から上乘せし、補正予定計上しながら実施しているところである。23ページから25ページが事業者への直接給付と言われているものである。23ページには、清水町事業者等事業継続緊急支援給付金交付事業として法人に10万円、個人事業主には5万円の支援金を給付している。更に、今年度は燃料価格の高騰対策として事業者を限定し、特に燃料高騰の影響を受けた運送事業者への補助金である。25ページは、タクシー事業者への補助金を、所有台数に応じて支給しているところである。他にも、15ページ、19ページ、20ページ、26ページ、27ページと細かな事業がたくさんあるが、これらは国の補助事業、例えば事業再構築補助金とか、いわゆる持続化補助金と言われているものに対する自己負担分の助成を清水町でしているものである。21ページの、清水町起業等スタートアップ支援事業補助金は、元々同じような制度があったものを見直して、増強した事業である。清水町で、新たに起業している方に、資金助成し、町の経済振興や雇用を確保しようとする事業である。最後になるが、28ページから30ページまでが、観光振興事業に係るシートである。現在、新型コロナにより、人流が増す可能性のある大型イベント等については実施していない。ただ、渋沢翁ゆかりの地を中心に、物産販売については可能な限り参加している。観光振興は、主に観光協会が主体となって実施するため、必要な経費は30ページ目の観光協会に対する補助金というのが主体になる。協会に助成するという形をとって観光事業を実施している。観光振興が、町の経済につながるよう、既存の観光資源の活用や、特産品の販売等に引き続き取り組んでいきたいと思う。以上、商工観光課からの説明とさせていただきます。

委員長：只今の説明に対して質疑を受ける。

鈴木委員：半年前に旦那が一人で先に清水に働いた。既にアパートに一人で住んでいる。結婚して奥さんがもう少ししたら清水に来たいと。向こうの仕事が3月末までやって、もしくは4月末か、そういう方に対しての補助は何かあったらどうか。公住ならあるような気がするが、民間の住宅に入った時の家賃補助とかはなかったか。

前田課長：家賃助成はある。ただ単身者は出していない。だから、今のお話を聞くと、一番最初は単身者でご主人がいらっしやっただので、奥さんがいらっしやっただタイミングから2年間こちらの方で家賃助成をするということ、おそらくそのケースだとすると思う。

鈴木委員：これはタイムラグはどこまで認めてくれるのか。9か月後に合流するという形であるが。

前田課長：一般的にそんなはないけれども、事実が発生した日から2年間と決めているので、タイムラグは1年あっても1年半あっても、合流した時点から2年間を出すという形をして、引っ越した方に不利益がないように調整している。

深沼委員：商品券で今回13,000組。中身であるが、前回は、5,000円分はフクハラで使えるように作っていたと思うが、今回もそれでいいのだろうか。

前田課長：清水町はもともと大型スーパーを入れた地域活性化商品券というのと、大型スーパーを除いたうきうき商品券という2種類があった。コロナから商品券の発行回数を1回増やして、今年度に関しては地域活性化商品券という大型スーパーでも使える商品券を春先と先日まで使えるものの2回発行。今回13,000組発行するものは、スーパーは使えない小規模のものである。これは、実施主体が商工会がやるか、ハーモニーカード会がやるかという違いがある。今回のものはハーモニーカード会が実施するものなので、大型スーパーは使えないという形になっている。

深沼委員：今回のフクハラ使えないのではないかという話をされて、その方はフクハラで使えないならどうしようかと言っていたので確認させてもらったけれども、フクハラは今回使えないということだ。

前田課長：生活者視点に立つと、できれば大型スーパーだとか、あるいはクーポン券という形があったり、いわゆる弱者という方を考えると、できるだけ幅広く直接的に給付するほうがいいと思うのだが、私たちは商工観光課なので、どうしても事業目的というものを考えなければならなくて、今回の事業目的というのは大型スーパーやドラッグストアの経営を良くするものと言うよりは、いわゆる町の中の小規模事業者に対して手厚く支援することによって、商工振興を行おうという形での商品券発行なので、この辺のバランスは私たちも悩むのだが、一番いいのは3回とも大型スーパー入れた方がお客さんに喜ばれることもわかってはいるものの、今のところ、過去からの事例というのを踏襲しながら1回は大型が使える商品券、もう1回は小規模の商店しか使えないというような形をとってきているというのをご理解いただければと思う。

鈴木委員：例えば御影だったら、セイコーマートが使えない、Aコープも使えないので、実情に合わせていく形は必要なと。難しいのは分かるけれども実施するのは難しいか。

前田課長：これは販売組数で顕著に表れる。30%というプレミア率が高かったものの前回売ったどこでも使えるプレミアム商品券は元々13,000組しか予算を組んでいなかったものが、18,000組売れるという事態だった。今回、大型スーパーを除いて20%のプレミア率で実施した結果、9,500組しか売れなかった。追加販売はするけれども、使うところがないからというのは現実として受け止めなければならなくて、特に御影地域に関しては、大型スーパーを入れたとしても、そんなに使う店舗がないということがあり、私たちも慌てて商工会と連携を取りながら、Aコープなどで使えるようにと道東Aコープに話しかけたりというのもある。なので、現実を見ながら、かと言って大型スーパーばかりに流れないようにという形のバランスをとりながら、特に御影地域に関してはやっていかざるを得ないと思っている。使うところがないとどうしようもないので。

鈴木委員：もう一つ、スタートアップ事業の関係。知り合いで開業したい方がいた。テナハウスのピザ屋さんは200万に該当しない。要は固定資産税取得にならないからというような理由らしいが。

前田課長：基本的にスタートアップ事業ではねる時というのは、清水町に起業して税金を納めてほしいという前提がある。トレーラーハウスだとか固定資産にこだわっているわけではなくて、個人事業主であれば、清水町に住民票を置いてもらうということ。それから、法人であれば、法人そのものを移すことは現実的じゃなかったとしても、支店登記をしてくださいという話をしている。私たちがはじく場合というのは、おそらく東京だったり札幌だったり帯広の業者というのが、本社を帯広や札幌に置きながら、こういった仕事をしたいのだけれどもというご相談がある。そういった時には申し訳ないけれども、私たちが税金を使っているというお話しをして、現に支店登記してくれているところも結構出てきて、そういったアドバイスをしながら、補助金を支出するということが現場としてはやっているつもりである。

委員長：他に質疑ないか。なければこれで商工観光課に関する所管事務調査を終了する。暫時休憩する。

【休憩 10:04】

(農業委員会入室)

【再開 10:10】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。次に農業委員会の所管事務調査を行う。最初に説明員の紹介をしていただいてから順次説明をお願いする。

高橋局長：(説明員紹介) まず、1番の農業委員会の組織構成等である。このデータについては定期監査時点ということで、令和4年9月末のデータに基づいて作成しているのでご承知願う。主なものについて簡略的に説明したいと思う。農業委員会の基本的な性格として、農業委員会は市町村に設定される行政委員会である。市町村長の任命によって選ばれる農業委員の合議体である。また、市町村が統括しているが、統括するのは事務所、予算計上、執行等は市町村が統括して、事務執行に関わる部分については市町村長の指揮監督は受けない独立した機関である。次に組織構成図については、農業委員会には会長1名、会長職務代理者1名、農業委員数は17名であるが、3部会に分かれている。会長を除く16名がその部会に属しているという形になる。農政部会、農地部会、斡旋部会の3部会である。農政部会については農地法3条、相対と呼ばれる相手が決まっている農地の売買、賃貸等の部分の審議を行う。農地部会については農地の転用、農地を農地以外のもの、例えば宅地だとか農業用施設だとかに転用する部分の審議、あと、土地現況証明とあって、実際はもう農地でないところを農地以外のものと証明する部分について審議を行っている部会である。斡旋部会は農業経営基盤強化促進法に基づく、いわゆる農業委員さんが間に立って調整をして、買い手と売り手、貸し手と借り手の金額等を調整して、相手を決めて斡旋を行うという形の調整をしている部会である。事務局の係としては農地振興係という形になっている。農業委員数については17名ということで、身分は特別公務員である。農業委員の選挙についてはご承知だと思うが、昔は公職選挙法による公選制でやっていたが、平成29年度から議会の同意を得て町長が任命する市町村による選任制に変わっている。農業委員の任期については3年である。現農業委員の任期は令和2年7月20日から令和5年7月19日ということで、来年度7月19

日に任期が切れる。今、改選ということで既に12月から3月20日までの間で、ホームページ、広報しみずお知らせ版等で候補者の選任を行っているところである。流れとしては、3月20日に候補者の選任の締め切りを行い、その後審査委員会にかけて候補者を選定し、6月の議会で候補者の議会の同意を得て正式に決定するという形になる。役員については記載のとおりである。総会は毎月1回行われている。総会は農業委員会の最高決議機関ということである。各部会は総会の前に行うが、これについては議件のある毎、ほぼ毎月部会を行っている。部会については輪番制になっていて、任期が3年あるので、1年ごとに交代という形になる。全部の部会を農業委員さんが経験するというで行っている。各会議の回数が記載されているが、これは9月までである。農業委員月額報酬については会長51,700円、会長代理37,600円、委員が33,000円となっている。事務局は条例によって職員定数4名ということで、職員が3名、臨時職員は兼務の2号職員が1名という形になっている。予算の関係は割愛させていただいて、事務局職員の事務分掌、これも主なものについて説明する。まず、農地移動適正化幹旋事業に関する事、利用権設定等促進事業に関する事については、先程言った農業委員における幹旋関係の業務という形になっている。実際に幹旋を受けて部会で審議して、総会にかけて決定したら公告するというような流れである。次に、委員会の会議及び庶務に関する事については、農業委員会事務局として総会会議、議事録作成、各部会の会議等の業務をしている。委員の推薦及び公募という形は先程話したとおりである。農地等の利用関係の調整に関する事の中で実勢賃借料の公表ということで、これについては毎年夏頃、7月か8月のお知らせ版で農地の賃貸料の参考にとということで、地域毎の実勢単価について公表しているところである。国有農地の管理及び処分に関する事については、御影地区の十勝川河川用地の払い下げが、元々開発の土地であるが、それが今財務事務所に移って、そこで耕作をしている人たちに払い下げが行われているところ。長年の懸案でなかなか払い下げが行われなかったということであるが、昨年からは実施している。これについては、担当地区の農業委員さんとも連携して、財務事務所とも連携して順調に進んでいるという形で、来年一杯でこの地域についての払い下げは終了する予定である。農業者年金に関する事は後からお話しする。業務取扱実績統計ということで、土地現況証明、諸証明処理状況になっている。農地法による権利の移動・設定については農地法3条、転用の4条、5条の数字である。令和4年は途中までということで、令和3年で見ると、3条については32件、転用については21件、内一時転用というのがあるが、これについては砂利採取のために一時転用して、埋め戻して原状復帰するという事で一時転用という形の許可になっている。次が農業経営基盤強化促進事業による権利の移動・設定、いわゆる農業委員さんによる幹旋事業である。これについても令和3年度を見ていただくと、売買が8件、賃借権の設定が53件、内訳については新規が7件、更新が46件になっている。賃借権の移転合わせて72件である。これは年によって土地の動きがあるので、一概に多いからいい、少ないから悪いということではなくて、色々な中で件数があがってきているということでご理解いただきたい。次に、農業者年金の加入等の状況である。農業者年金については、国民年金の2階建て分の上乗せ年金ということで、農業者にとっては欠かせない年金ということになっている。令和3年度の活動であるが、加入推進が主な事業だと思うが、コロナ禍によってなかなか加入促進の活動ができなくて、新規加入者2名ということになっている。今年は9月30日までに2名となっていたが、2名増えて、今のところ4名ということになっている。

今年についてはコロナ禍が少し収まったということで、農協関係の団体、4月にはすずらん会、11月にはJA女性部に担当者が説明にあがっている。また、12月21日に農業委員会の上部団体である北海道農業会議より講師を招いて説明会を行った。若い人たちも来ていただいて、実のある説明会になったと考えている。今後は対象者がはっきりしない部分があって、その把握、そして個別対応して、できるだけ説明会とか加入促進を行って、特に若い夫婦だとか女性で加入していない部分があるので、その辺も含めて対応していくような考えでいる。説明は以上である。

委員長：只今の説明に対して質疑を受ける。

深沼委員：農業者年金の加入について説明があったが、全体の中で女性の加入率はどれくらいか。

高橋局長：資料を持っていないので、どのくらいかはわからないが、いずれにしても女性の非加入者というのは結構いると押さえている。

深沼委員：農業者年金は昔と比べると、今の農業者年金は何かあった時には全てかけた分は戻ってくる形になっているので、後継者は入っているけど奥さんが入ってなかったりしている部分もあるので、積極的にアピールしていただきたいと思う。

高橋局長：今年度、すずらん会とかJA女性部に制度の説明をした。加入していない方がいると聞いているので、そこのところは引き続き実施していきたいと思うし、また、農業委員が新しくなって、今女性が1名、農業委員でいるが、女性がまた農業委員の中でいたらその方を中心に色々な団体に声かけて、できるだけ制度の良さを理解してもらって入ってもらい、それと、女性が財布を握っている、旦那さんや親にも理解してもらって、ぜひ家族皆さん全員で入ってもらいようという取り組みも必要と考えている。

深沼委員：一時転用の説明があったが、砂利取って後に作物を作る形だが、ちゃんとやっているところはやっているが、畑としていいのかという場所もある中で、農業委員会としてはどのように対処しているか。

高橋局長：この問題については今協議しているところである。通常は悪い農地を砂利取って整形していい農地にしようというのが本来の目的だと思うが、現実的には普通の農地を砂利取って埋め戻して、結局以前の農地よりも悪い状況、水はけが悪いとかそういうのが出てきている現実はある。そのことを農業委員会の中でも危惧していて、先月の総会にもどうしたらいいかという話も出ていた。今月から内規というが、砂利採取の考え方を強化して、採取の前に部会にかけるが、まず上がってきた申請段階で聞き取りをしたり、部会の中で聞き取りをしたり、砂利を採取して埋め戻すまでの途中経過を地域の農業委員が見るとか、あるいは他の現地調査の際に見るとか、そういうことをして強化をしていくということで方針を立てているところ。今月の部会、総会にかけて決まればすぐ実施して、できるだけ砂利取った後も、砂利取る前と同じような畑の状況でできるような形で進めていきたいと思っている。

深沼委員：正直見かねる部分もあって、良くしようと思ってやっているのではなくて、結局砂利取ってお金にする方が目的になってしまうようでは、これから作物作る上であまり良くないと思うので、ぜひ進めていただきたい。

高橋局長：確かにそういう部分もある。近隣では清水のようなところはない。土地改良の意味での砂利採取がほとんど。うちみたいに、元々普通の農地として使えるところを砂利採取して埋め戻してということころはあまりない。農協では原状復帰を基本としているので、砂利採取しても農地として採取前と同等に使えるということが条件なので、それを含めてそれに近づけてもらうようにできるだけ農業委員会としても強化して行って、業者の方に説明しながら進めていきたいと思っている。

深沼委員：農業委員会の改選期で、各地域から推薦された人が上がってくるが、その他に青年部、女性部、農協組合長の他に誰かいたか。

高橋局長：各地域の団体には推薦の案内をしているところ。そして、農協組合長ではなくて農協本体に案内をしているのと、農協青年部、女性部にも案内をしているところである。

深沼委員：長年青年部として農業委員やられた方が今回下りるような話で、農協青年部から農業委員出してと言われたらしいが、青年部から出すということを長年出していなかったのが戸惑っているという話を聞いた。もし、見つからなかった場合どうなるのか。絶対出さないとならないものなのか。

高橋局長：今回の推薦にあたっては、農協については組合長が農業委員であるから、組合長にお話ししたし、参事にもお話ししたし、担当の経営指導課にもお話ししているし、各部長にも全てお話ししているので、知らなかったということにはならないということと、青年部については毎回3年毎にあがってきているので、あがってきた部分については案内をするということであるので、あくまでも青年部の中で見つけてもらおうと、推薦あげてもらおうということなので、うちとしては、できるだけあげていただきたいけれども、強制ということではない。けれども、人数的なものもあるしあげていただきたいという考えである。

鈴木委員：農地転用かけた上清水の焼肉屋。今はもう手は離れたと思うけれども、今後の流れがわかれば参考までに教えていただければ。

高橋局長：あの流れについては、まちおこしエネルギーの関連会社から話があって、あそこに焼肉ハウスを作りたいので、農地を一部転用して施設に充てたいという話があって、農地法でいう要件をみたしているので、一部農地を転用して許可したところ。本来なら1年前に工事を、年明けくらいには工事を始めるということであった。でも、工事する気配がないので、相手方に話をして確認をして、できるだけ早くやるということで了解は得ているところであるが、これから春になって様子を見ながら、転用であるからちゃんと実施しないと、場合によっては転用取り消しということも考えられるので、その辺も見ながら遅れている分についてはうちの方で話をしながら、春先の工事の様子を見ながら対応していきたいと思う。

委員長：他に質疑ないか。なければこれで農業委員会に関する所管事務調査を終了する。暫時休憩する。

【休憩 10：37】

(出納課入室)

【再開 10：39】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。次に出納課の所管事務調査を行う。最初に説明員の紹介をしていただいてから順次説明をお願いする。

本田課長：(説明員紹介) 出納課の職員の組織構成、会計管理者、課長補佐、出納係長の3名体制で業務を行っている。主な業務としては現金等の保管、管理、税金等の支払い窓口対応、収入・支出伝票等の審査と支払い準備、決算の調整の業務を行っている。現金及び有価証券保管状況を説明する。一般会計、北洋銀行約150,000千円、帯広信用金庫約250,000千円、御影信金9,300千円、農協本所9,000千円、農協御影支所約4,000千円、ゆうちょ銀行約21,000千円、合わせて一般会計約606,000千円の預貯金がある。会計間融通として国保会計155,000千円、後期高齢者医療保険会計1,000千円、合わせて156,000千円をお貸ししている状況である。国民健康特別会計約155,000千円一般会計から持ち出しをして154,596,601円の赤字ということである。後期高齢者が一般会計から1,000千円をお貸しして、約100千円の赤字である。介護保険特別会計75,877,438円の残高である。歳入歳出外は信金に各通帳があるけれども、歳入歳出外の合計が47,285,454円となっている。基金は証書で管理しているけれども、財政調整基金、農業後継者育成基金、公共施設建設等基金等合わせて4,477,674,254円の残高となっている。有価証券は有価証券、出資金、出捐金合わせて966,421,293円となっている。合計で5,491,381,001円。続いて上水道事業会計が303,318,689円、下水道が300,278,878円となっている。総合計6,622,592,384円が1月末の残高となっている状況である。説明は以上である。

委員長：只今の説明に対して質疑を受ける。

(質問なし)

委員長：なければこれで出納課に関する所管事務調査を終了する。暫時休憩する。

【休憩 10：45】

(農林課入室)

【再開 10：46】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。次に農林課の所管事務調査を行う。最初に説明員の紹介をしていただいてから順次説明をお願いする。

寺岡課長：(説明員紹介) お配りしている資料により、まずは、農林課・町営育成牧場の組織図についてご説明させていただく。1ページに記載しているのが、先ほど紹介させていただいた西垣補佐については、農政係長を兼務しており、また、本日欠席で

はあるが、農地整備担当の水木補佐が農地整備係長を兼務している。農林課の代表係である農政係が、育休中の職員がいるので現在のところ2名、更にスマート農業支援員として、元農業改良普及センター職員を採用し、更に後継者対策・新規就農者への支援・労働力不足の解消を目的として、担い手コーディネーター2名を採用している。その他の係として、畜産係、林務係、農地整備係、町営育成牧場管理係となっており、牧場の2号職員及び1号職員を含めると、総勢32名で業務を執行している。続いて、各係の代表的な事務内容についてご説明させていただく。最初に農林課の代表係でもある農政係であるが、主に畑作振興に関する業務となっているが、本町農業の振興策の企画・推進・補助事業の統括、農業災害対策、新規就農者支援や後継者対策、農村ホームステイの受け入れ、農村浄化槽の設置補助、その他、清水町地域農業再生協議会や清水町営農対策協議会、清水町農村ホームステイ協議会等の団体の事務統括を担っており、農林課全般に係る業務を行っている。次に畜産係の業務であるが、主に畜産振興に関する業務となっている。酪農ばかりではなく、馬や鶏、豚など家畜飼養全般を担当している。畜産に関する振興策や家畜伝染病対策、家畜ふん尿対策、自給飼料増産対策などや、牛乳消費拡大推進連絡会議の事務や清水町家畜伝染病自制防疫組合、清水町地域畜産振興クラスター協議会の事務も担っている。施設管理では、畜産研修センターの管理を行っており、ホルスタイン共進会の開催や各種団体の利用に伴う申請から料金の徴収、使用後の清掃業務等を行っている。次に林務係の業務であるが、主に清水町森林組合と連携をし、町有林や民有林などの計画的な造林や保育など、森林整備事業を計画的に進めている。また、清水町林業推進協議会の事務を担っており、町民参加による植樹祭の開催も行っている。有害鳥獣被害を防ぐため、猟友会清水支部十勝清水部会と連携をし、ヒグマやエゾシカなどの駆除や圃場への侵入を防止するため、電牧柵等の設置補助も実施しているところである。次に農地整備係の業務であるが、畑地の干ばつや湿害に対応するため、国営事業や道営事業などによる土地改良事業の計画や申請、更に補助監督業務などを行っている。また、近年の異常気象に対応するため明渠排水路の維持や災害復旧工事など、土地改良施設の管理・補修などの対応をしている。なお、現在、道営事業において清水町全域で事業を行っており、それぞれの地区において、係員が分担して補助監督業務を行っている。また、農村地域の環境整備を実施している各地域の保全会の活動に対する調整や補助業務も行っている。最後に町営育成牧場の業務であるが、主な業務としては酪農家の労働力の負担軽減のため、育成牛の預託、飼養管理を行っている。夏期放牧と冬は舎飼にて適切な発育と受胎率の向上に努めています。また、放牧地の管理や自給飼料向上のため、肥料や堆肥の散布や粗飼料の刈取り作業、農作業機械の整備も職員が担っている。現在、草地の造成や更新、過密状態を解消するため新築牛舎の整備等、道営事業にて公共牧場の整備を実施しているところである。以上、簡単ではあるが農林課が所管する主な事務内容の説明である。

委員長：只今の説明に対して質疑を受ける。

鈴木委員：育成牧場で、預かっている金額は、エサの高騰があっても金額は変わっていないのか。今後随時かわっていくのか、対応はどのようになるか。

水野牧場長：料金は平成14年に変わった。それ以来変わってなく、現在は収支に影響があ

る状況で、次年度以降の料金改定の話は出ているが検討の状況である。

深沼委員：バイオマスの状況はどうか。

寺岡課長：消化液の実証試験を、普及センター、農協の協力を得て、3年間でおこなっており今年が最終年、費用対効果を普及センターで見てもらった。作物については収量が上がるというものもあったが、下がる作物もあり、営農技術懇談会でお知らせした。普及センターで来年度に検証していきたいと考えている。

深沼委員：畑作物の収量自体が管内で下の方とのこと。驚きもあったが、実際の清水の姿であるということで、根本的な営農技術等、根本的に変えていかないとならないのでは。他の町から置いていかれている状況ではないか。

寺岡課長：管内の状況と清水を比較した資料を送ってもらった。管内では下の方である。悪い結果が出た時には正直驚いたところ。営農対策協議会でも報告をした。すぐには追いつかないものであるが、改善しなくてはならないということで、幹事会の後に農産部会を開いたが解決策がすぐには出てこない。現状がわからない方が多いと思う。まずは理解してもらうのが大事だと思う。清水町内でも収量に開きがあるので、取れている方の力添えをもらって勉強会や、他町への視察なども展開していきたいと役場内部では考えているが、これから話を進めていきたい。

鈴木委員：根性論ではなくて化学的根拠があるはずで、数字的に追うしかないと思う。やり方なのか気候なのかかわからないが、多少影響はあると思うが。

寺岡課長：技術的なことは普及センターが詳しいので、資料を借りながら現状を知ってもらうのが一番かなと思い、進めていこうと考えている。

委員長：他に質疑ないか。なければこれで農林課に関する所管事務調査を終了する。暫時休憩する。

【休憩 11：05】 (中島委員入室)

(税務課入室)

【再開 11：15】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。次に税務課の所管事務調査を行う。最初に説明員の紹介をしていただいてから順次説明をお願いします。

青沼課長：(説明員紹介) まず、税務課が所管している分掌事務について簡単にご説明させていただく。税務課については3係、町民税係、資産税係、納税係の3係で構成されている。名前のおりではあるが、町民税係については個人の町民税、法人の町民税、軽自動車税、たばこ税、入湯税、それから個人の道民税、国民健康保険税等の税を所管している。資産税係については固定資産税に関することを所管している。納税係については、徴税に関わる納税事務、収納、徴収、口座引き落としに係る部分の事務を取り扱っている。下段に税務課の機構図を掲載している。課長を筆頭に

町民税係は係長兼務しているが4人体制、資産税課係については2名体制、納税係については1号主事補含めて2名体制ということで、計9名で構成している。続いて、税の体系ということで、若干税の紹介をさせていただく。税については大きく分けると国税、地方税の分類になる。今回はこの分類を更に普通税と目的税という形で自治体の目線から分けさせていただいた。普通税とは税の使途が特定されていない税、目的税は税の使途が特定されている税ということで区分分けをさせていただいた。国税の普通税については、主なものとして所得税、法人税が主なもので、目的税については、地方道路税、とん税等がある。続いて地方税である。地方税については、北海道と清水町を例にとって、道府県税と市町村税を記載させていただいた。都が抜けているのは東京都は特別区の指定があり、税の徴収の方法と賦課の方法が若干税法によって変わっているので、あえて都が抜けている形になっている。北海道を例にとると、普通税でいくと道民税、事業税が主なものである。目的税については狩猟税等が主なものである。本町についての部分については、普通税が町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、特別土地保有税がある。目的税としては、国民健康保険税、入湯税が町税条例に記載された町税となっている。続いて、今説明させていただいた町税をもう少し詳細にご説明させていただく。町税については、町民税でいくと個人の分と法人の分に分かれる。固定資産税でいくと純粋な固定資産税と国有資産等の所在市町村交付金というものが歳入の予算書に記載されている。軽自動車税でいくと環境性能割、種別割という税の区分がある。それとたばこ税、特別土地保有税という形になっている。目的税としては国民健康保険税、入湯税となっている。今紹介させていただいた特別土地保有税というのは、平成15年度から課税停止、税制改正によって課税停止となっているので、実際に課税とか徴収の事務は行っていない。入湯税についても、現在対象施設がないので本町では課税、徴収は行っていない。普通税と目的税の区分であるが、自治体の徴収する側からの目線である。一般住民、消費者からの目線からすると、直接税とか間接税と聞かれたことがあると思うが、名前のごとく直接税とは直接収めるもの、例えば所得税とか法人税、間接税でいうと国税になるが、消費税とか酒税、たばこ税が間接税である。もう一つの区分として所得課税とか資産課税、消費課税などの税の区分もあると思う。名前のおり所得によって課税されるもの、資産の大小によって課税されるもの、消費税のように価格の大小によって課税が変わるものというような、住民の目線からいくと、そちらの名前のほうが一般的かもしれない。続いて、町税の概要について簡単にご説明させていただく。町民税の個人分については、納税義務者としては1月1日現在で清水町に住所を有する方に課税させていただいている。税率については均等割と所得割の区分がある。均等割は5,000円、町民税が3,500円、道民税が1,500円の割合で合計5,000円をいただいている。所得割については、10%、町民税6%、道民税4%の割合でいただいている。納期については記載のとおり4期に分けていただいている。いま紹介させていただいたのは普通徴収といわれる、いわゆる納付書を送らせていただいて、銀行や役場窓口で納めていただいている場合である。サラリーマンだと給与から特別徴収とか、年金をいただいている方については年金からの特別徴収という形で自動的に引かせていただいている徴収方法があるので、そちらは記載していないが特別徴収については毎月の給料から、年金については、偶数月の年金から引かせていただいて納めていただいているという徴収方法で町民税をいただいている。かっこ書きで町道民税としたのは、清水町が道税の分も一度徴収させていただいて、道税分については、清水町から道に納めるよう

な形をとっているもので、町道民税というのがある。ただ、決算についてはあくまでも町税の分を町に収入させていただいているので町民税という形をとっている。続いて町民税の法人分である。こちらについては町内に事業所がある法人の方からいただいている。税率については均等割、従業員の数とか資本金の額によって変わってくるが、年額60千円から3,600千円の区分でいただいている。法人税割は8.4%でいただいている。続いて固定資産税については、1月1日現在で本町に土地、家屋、償却資産の所有している方に税率1.4%をかけて税金をいただいている。納期については4期でいただいている。土地・家屋については3年に一度評価替えをさせていただいて税を再計算させていただいて3年毎に税額が変わるような形で納付書を送らせていただいている。次回の評価替えは令和6年度を予定している。続いて、国有資産等所在市町村交付金というものがある。こちらについては国や道都道府県が清水町にある固定資産に対して地方税法に変わる固定資産税の代わりに交付金という形で国や道の分についていただいているという形である。続いて軽自動車税については、環境性能割というものがある。令和元年10月から自動車税の取得税廃止に伴い、新たに創設された税である。課税については、軽自動車税については1%から2%、環境に優しい自動車ほど税額が低い設定となっている。続いて種別割については、毎年4月1日現在で軽自動車を所有している方に対して税率をかけて税金をいただいている。一般的なのが四輪の軽自動車、自家用の場合は10,800円になっている。環境性能の良い車は初年度が低額であったり、13年以上経ったいわゆる古い車については税金が少し高くなっているような重課税をとるような仕組みになっている。続いて町たばこ税については、卸売販売事業者から売り渡した分のたばこの本数に対して課税して納めていただいている。税率については1,000本につき6,552円をいただいている。納税者については小売り事業者ではなく、日本たばこ産業とかT Sネットワーク、いわゆる輸入たばこを取り扱っている事業者から税金をいただいている形の税金である。続いて特別土地保有税については、税制改正によって平成15年度から課税停止の状況になっている。今後もこのまま課税停止になるのか、どこかで復活するのかは今後の税制の状況によるものと考えている。続いて入湯税についても、鉱泉浴場というのが本町に現在対象施設がないので、課税はない状況である。最後に国民健康保険税については、町民生活課の方で資格とか税率の設定、減免の事務を取り扱っているが、税務課において課税徴収を税として扱っている。納税義務者については国民健康保険の被保険者のいる世帯主に対して課税させていただいている。税率については被保険者の所得や保険者数により、基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分、それから40歳から64歳までの方がいる場合については介護納付金分をいただいている状況である。納期については8期に分けていただいている状況である。以上、税務課が所管している税についての説明をさせていただいた。

委員長：只今の説明に対して質疑を受ける。

(質問なし)

委員長：なければこれで税務課に関する所管事務調査を終了する。暫時休憩する。

【休憩 11:31】

(監査委員室入室)

【再開 11:31】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。次に監査委員室の所管事務調査を行う。最初に説明員の紹介をしていただいてから順次説明をお願いします。

田本室長：(説明員紹介) 監査室の職員について議会事務局の3名が兼務の発令となっている。監査委員については地方自治法の第195条から第202条に規定がされているところであり、自治体がこの法律に基づいて必ず設置しなければならない執行機関の一つである。町長等から独立した機関として地方公共団体の財政に関する事務の執行、経営に係る事業の管理並びに事務の執行を監査することを基本的な職務としている。監査委員については基本的に法律で識見を有する者と議会議員のうちから選任される2名と定められており、地方自治法の規定の中で、条例によって議会議員から選任しないということも可能と今の制度ではなっているが、本町では識見を有する者と議会議員からの選任ということで継続をしてきているところである。監査委員の事務を補助するために、事務局として書記その他の職員を置けるということで、現在、議会事務局職員3名が併任発令という形になっている。監査委員室の規定の第5条の事務分掌の中の主な業務として、監査委員協議会に関することとして、十勝の町村等の監査委員協議会、それから北海道町村等監査委員協議会、全国監査委員協議会が組織されており、研修会等の参加をして知識等を高めるということを行っている。定期監査に関することとしては、毎年10月、各執行機関の上半期の執行状況等を監査して、結果について講評している。例月出納検査に関することとしては、毎月15日を中心に現金の保管状況等の確認をして、定例会毎に例月出納検査の結果について報告させていただいている。決算審査に関することとしては、各会計の決算について、企業会計6月、一般、特別会計については7、8月に決算審査を行い決算審査の意見書を作成している。決算審査に付随して8月に健全化判断比率及び資金不足比率の審査も行っている。これらの結果についても9月の決算の認定の際に監査委員からの報告も併せて議会に行っているところである。監査室の事務については主な内容で、この他に公平委員会については地方自治法、地方公務員法に基づいて設置される行政委員会として、職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障する目的で設置されている。それから固定資産評価審査委員会については、地方自治法及び地方税法に基づき設置される行政委員会、固定資産の課税台帳に登録された評価に関する不服を審査決定するための機関として置かれているところである。この2つについては、事案がある時に審議を行うというところがあり、近年のところこれらの委員会、審査等の業務は発生していないところである。以上、監査室からの説明とする。

委員長：只今の説明に対して質疑を受ける。

(質問なし)

委員長：なければこれで監査委員室に関する所管事務調査を終了する。暫時休憩する。

【休憩 11:37】

(御影支所入室)

【再開 12:57】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。次に御影支所の所管事務調査を行う。最初に説明員の紹介をしていただいてから順次説明をお願いします。

太田支所長：(説明員紹介)最後のページの職員体制をご覧ください。御影支所は役場御影支所機能と、世代間交流センター、御影公民館、農業環境改善センターの3つの施設を合わせ持っている。具体的な御影支所の業務であるが、係の事務分掌としては、29項目でご覧のような業務を担当している。主に、各課の受付、申請、交付等事務、及び業務連絡に関することが多くを占めている。そして、税金の収納関係、出納業務も日々の業務の中では緊張感を持って業務にあたっている。各種証明に関すること例えば、令和3年度の総件数としては2,670件である。また、10番目の防犯及び交通安全に関することは、清水町生活安全協議会の御影交通安全部会と御影防犯部会の事務局にもなっている。また、26番の各種地域団体との連絡調整及び地域振興に関することでは、御影地域づくり推進協議会と御影文化少年団の事務局にもなっている。このようなことから、御影支所として秋口には郷土作家展を催したり、御影町民の方向けに公民館講座も独自に年に1度開催させていただいている。また、10月末から11月にかけて、御影芸術文化祭も事務局として関わっている。マイナンバーカードの申請、交付、ポイント付与の業務についても水曜日に夜間の時間延長をしたり、隔週で土日も臨時窓口を本庁と合わせて対応している。以上、説明とする。

委員長：只今の説明に対して質疑を受ける。私から一つ、信金が支所に入るが、ただ入るだけで建物を貸すというだけか。

太田支所長：ATM設置について準備を進めているところであるが、御影支所のロビーを想定しており、それに向けて準備をしているところである。

委員長：他に質疑ないか。なければこれで御影支所に関する所管事務調査を終了する。暫時休憩する。

【休憩 13:02】

(建設課入室)

【再開 13:04】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。次に建設課の所管事務調査を行う。最初に説明員の紹介をしていただいてから順次説明をお願いします。

建設課長：(説明員紹介)機構図により説明する。課長の次に補佐がいて、建設課としては5つの係がある。住宅都市係は係長と係員の2名体制、建築係は係長の1名体制、土木係は係長と係員2名体制、土木管理係は係長と運転技術専門員が1名、係員1名、更に会計年度任用職員の5名、公園緑地係については係長と係員、そして会計年度任用職員が8名いる形である。土木管理係と公園緑化係はそれぞれ兼務で担っ

ている。以上、正職員が10名、任用職員が11名の体制で行っている。次に主要な業務内容について説明する。住宅都市係については都市計画に関する事務であるとか、防犯や街路灯及び地下道の維持・管理と町営住宅の公募から入居の事務手続きや町営住宅の使用に関する指導、対応など維持管理全般に関する業務を担当している。ちなみに、公営住宅の管理戸数については、政策空き家を除いて470戸。次に、御影にある単身者住宅については24戸。町独自で貸付している住宅、主に廃校になった農村部の教員住宅を活用して一般に募集している住宅が43戸ある。今年度については長寿命化計画に基づいて、西都団地を2棟4戸で建設し、令和4年度から8か年計画にて全部で6棟12戸の住宅建設を予定している。更に、今年度より都市計画マスタープランの策定を進めており、今年度含めて3年間で策定を進めていく形になる。その後、用途地域の見直しなどに進んでいくものである。次に建築係は北海道から委託を受け、建築確認申請に関する確認審査事務と、町の公共物の建築に関する修繕や建設の設計、監督業務を担当している。現在、大型事業としては今年度西都団地の建設工事を実施しているところ。続いて土木係は町道にかかる新設、改修工事の設計監督や災害復旧事業に関する全般的な業務を担当している。また、国、北海道の事業に関わる地元の協議や要望など、国や北海道との調整業務を担当している。現在、5か年毎に行われる橋梁点検結果により、橋梁の長寿命化に基づく橋梁修繕工事を実施しているところ。また、道路の改修や整備計画を策定し計画的に進めているところである。次に土木管理係は道路や河川に関する許可行為などの事務や、道路パトロールにより道路の補修、冬期間の除雪などに対応して、維持管理全般の業務を担当している。本年度は経年劣化に伴う除雪車両、除雪トラックであるが、これの更新事業を実施しているところである。町道として認定して管理している延長については、全部で634km。橋梁、大小合わせて管理個数が267橋ある。次に公園緑化係は清水公園など公園施設や日勝展望台など観光施設の維持管理業務を担当している。公園等の管理数は全部で21か所。観光施設管理数については5か所、主なものは日勝展望台、円山展望台、美蔓トイレ、剣山山小屋、芽室岳登山小屋である。なお、本年度、芽室岳の山小屋に関しては平成28年の台風災害により被災を受けているので、その解体工事を実施しているところである。以上、建設課各係の主な業務の説明とする。

委員長：只今の説明に対して質疑を受ける。

深沼委員：街灯を随時LEDに替えていくとの話があったが、現在どのくらいの設置になっているか。

山田課長：町内で大小合わせて大体1,200から1,300くらいの街灯を管理しているが、そのうちおよそ4割から5割程度がLEDに変更している。近年においては既存の水銀タイプとナトリウムタイプの球の製造を近年中にメーカーの方で作らなくなってしまうので、それに関しては随時器具ごと取り換えてLEDタイプにしている。LEDタイプの方がワット数は減少する。半分以下のワット数で点灯させる形になる。

鈴木委員：西都団地6棟12戸、最近あのタイプが多いけれども、北星団地のようなRCタイプと木造のタイプどちらがいいのか。建設コストはどちらも高くなっているのではなともいえないが、単発の方が入る人はいいいのかなと思ったりもするし、ただ、寒

いのかなという気もしないでもない。このタイプになって10年以上経つが、コスト面等からどっちが有効なのか。今のも決して安い金額ではないし、またコストも上がっていくから、長く見たときにどれが有効的なのか、そろそろもう一回検討しなければならない時期、確認を含めた見直しをする時期にきているような気がするが。

小笠原補佐：建て方としては日の出、新日の出がマンションタイプの最後になり、平成24年度にわかば団地、清和団地の一部、さくら野団地が木造タイプの1階平屋になっている。感想からすると、入居者の方においては、管理区分がはっきりしているということで好評。募集をかけても木造平屋が好まれる現状がある。寒さについては、断熱基準が一般住宅よりもいい基準になっているので灯油の消費もかなり減っているの心配ない。コストの面に関しては、基礎は増えるが木造で建てられて地元の業者が幅広く参入できるメリットがある。あと、RCやブロックに比べてもコスト的には若干安くなる部分もあるので、それほど大きな違いはないのではないかと考えている。今後も管理コストが当然かかってくるので、もう少し考えてみようと思うが、現状としては木造の建て方が今の清水の状況に合っているのではないかと考えて、西都団地の残りも今の形で進めさせていただいて、今後、長寿命化計画の見直しをするが、新築があるかわからないが、もし仮にそのような場面がくれば、マンションタイプがいいのか平屋タイプがいいのかは再度検討したいと考えている。

鈴木委員：確かに業者の参入も木造業者の方が多いが、現実的には偏った状況も一部では見られるので、入札も含めて発注の仕方もしくは出し方について考えなければならないところもあるのかと、同じ業者ばかりずっとやっているというのも問題になりやすいので、気を付けていただきたいのと、それであれば逆にもっと参入しやすいマンションタイプの方が、日の出じゃなくて違う形のマンションタイプというのが考えてみるのも一つだし、例えば地震も含めて災害対応色々考えたときに、土地も広大にあるわけではないし、少し考えなければならない時期は来ているかなと思うので、住んでいる方の要望が良ければそれはそれで構わないけれども、現実には則した形で、よりよくするために考えてほしい。

山田課長：入札で業者を決定しているところであるが、同じ業者が落札している場合がある。入札のご案内は当然各社にしているの、各社の企業努力によるものと考えている。あと、長寿命化計画を来年度見直す考えであり、それについても一つの検討材料として検証していく。個人的な感想であるが、2階建てのタイプに関しては、1階の方が2階の音に対する苦情等が結構ある。そういうものがなくなったということが感想である。木造といえども音は響くが2つつながる部分の壁は物置とかで、音が伝わりにくい配置になっているので、隣の騒音に対するトラブルはほとんどなくなった。

鈴木委員：よく言われていることが草刈。町道も含めて見栄えが悪い。確かに年に何回かと決まっていると思うが、やればやるほどコストはかかるし、よく言われるところで少し考えていかなければならないかなと、歩道とかの草刈というのを考えなければならない。会計年度任用職員が8名、5名、うまくやれないか。それか、例えば町内会にアダプトプログラムみたいな感じで、各町内会でそこを管理していただくとかという方法もなきにしもあらずだと思う。難しいが、歩道を歩いても草だらけに

なっているというのがすごく印象悪い。近隣の鹿追町とかと比べるといいイメージはないという声があるので、皆で考えなければならぬかなと思うが、今後ぜひ考えましょう。

山田課長：草刈に関しては年2回、委託で実施している。当然直営でやっている部分もある。農事組合の中には町で補助金を出して、一般的な道路補修とか明渠の補修とか、そういった中で草刈を実施してくれているところもある。ただ町中に関してはインターロックの部分、基本的にはお願いしてやって頂いているのが現状だが、目立ってきているのは事実なので、今後の方法については考えていかなければと感じているところである。

鈴木委員：公園の草刈もやっていただいているのは十分承知しているし、頑張っているのは分かるけれども、時には苦情として草生えているという声も聞こえてくる。除雪もされてないところがあるから、草刈もそうだと思う。公園の管理も草のびているという声もある。ボランティアもうまく利用したらいいかなと思う。

山田課長：公園の草刈は会計年度職員の夏場の主な業務になっている。一部に関してはシルバー人材センターにもお願いしている。どうしてもいたらない部分はあると思うので、そういった部分についても色々な方の意見を聞きながら考えていきたいと思う。

委員長：他に質疑ないか。なければこれで建設課に関する所管事務調査を終了する。暫時休憩する。

【休憩 13:27】

(水道課入室)

【再開 13:28】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。次に水道課の所管事務調査を行う。最初に説明員の紹介をしていただいてから順次説明をお願いします。

野々村課長：(説明員紹介)水道課の所管する事業等について説明する。事務局から配付している清水町役場機構図、中段で、業務係と施設係があり、それぞれ業務内容が書いてあるが、これについては町長部局で一般会計の担当をしている水道課ということになる。同じ機構図で一番下の水道部水道課については、企業会計として法適用を受けて上下水道事業を行っているもの。続いて、水道課で配付した資料に基づいて説明する。1ページ目水道課の現在の組織図である。水道部長として副町長から水道課長以下、業務係が係長以下3名、施設係が係長以下3名、合計7名で現在業務を行っている。いずれも町長部局と水道部局の併任発令を受けている。同じく1ページ目の水道課(町長部局)の分掌事務である。これは、議会事務局で配付している清水町役場処務規程の中にも、第9条の4に水道課の各係の分掌事務について同じ内容を記載している。業務係、施設係の内容について、業務係としては、農業用水、畑地かんがい用水の使用料の賦課、徴収及び滞納整理に関することということで、国営事業で整備された御影地区、十勝川左岸地区の用水使用料の賦課、徴収、滞納整理に関することとなる。続いて、家庭用浄水器に関することについては、水

道の給水区域外で地下水等を利用する方を対象として、厚生労働省の飲用水基準11項目に満たない項目がある過程で、家庭用浄水器を設置する場合に設置費用の2分の1、50万円を上限として補助を行っている。続いて、施設係については、水道施設、下水道施設に関することと、国営事業、道営事業で整備された農業用水施設に係る維持管理全般を行っている。続いて2ページ目、水道部水道課の分掌事務ということで、こちらは「清水町水道事業及び下水道事業の設置等に関する規程」の第4条別表に規定されているものである。その中で業務係については、1番目の上下水道の予算及び決算に関すること全て。5番目の農業用水使用料徴収の受託に関することとなっている。先ほど一般会計のほうで農業用水使用料の徴収賦課についてお話ししたが、その徴収、収入に関することは水道部で受託し行っている。そのほか課内の連絡調整、水道使用料の検針や認定、公共下水道、集落排水の受益者負担金の調定、徴収等に関すること全般を業務係でやっている。続いて施設係の主な内容は、水道施設の水源及び水利権、水質の関係や水道、上下水道施設の維持管理全般、水道施設の拡張や改良の計画や認可申請に関すること、住宅の新築や改築などにおける給水装置や排水設備工事の受付、審査、検査全般を行っている。また、それを実施する指定店に関することも施設係でやっている。下水道に関しても計画、設計、監督等全て施設係で行っている。その他水道工事や発注業務、工事の発注関係、監督、検査まで、補助事業等があった場合には、補助申請、そのほかに各家庭にメーター機がついているが、検針の結果を踏まえ希望者に対して漏水調査を行っている。各係の業務内容については以上である。3ページ目については、施設の概要、水道事業、下水道事業の概要について記載している。4ページ目については使用料、水道料金、下水道料金、畑地かんがい用水使用料について記載している。以上で水道課の説明とする。

委員長：只今の説明に対して質疑を受ける。

深沼委員：水道料金、基本料金書かれているが、最近物価高騰で水道料金も上がるのではと言っている人もいるが、水道料金はずっとこのままでいくのか。

中島補佐：現行の料金体制は平成22年6月から変更になり、それ以来変わっていない。3年に1度料金の見直しを図っているところであるが、令和元年に消費税が上がった。それは実質値下がりということで対応している。今のところ値上げは考えていない。

鈴木委員：施設の老朽化が進んでいて、計画的に確か今計画をされている、石山のところと、清水公園のところがあると思うが、どちらも老朽化が進んでいるというのと、計画はあるのか。概要的な部分でいったらここ数年はないかもしれない、あるかもしれないが、それでいくと若干見直しが出てくる可能性は出てくると理解しているがよいか。

野々村課長：既に第1浄水場は昭和45年に建設されているので、53年目になっている、第2浄水場についても39年経っている。それらを踏まえて、施設の老朽化と管路の老朽化がある。管路についても敷設してから概ね40年を越えるものが全体の延長の約10%、清水町の水道管の管路250kmあるが、そのうちの25kmが40年を超えるような状況になっている。流れとしては、まず管路、これは直接漏水に関係するし、今後

予想される地震とかの部分についても影響を受けやすいところであるので、老朽化している管路については次年度から補助事業を用いて更新をする考えである。それから、施設についても委託等も含めて水量等の見直しをして、更新について準備段階である。ただ、その中で、今現在町の中では未給水の区域が清水町民のうち約2割程度の方は水道の恩恵を受けていないという実態がある。昨今の地下水の状況等もあるので、こちらを考えながら施設も整備していかなければ、かたや広げていかなければならない、かたや施設をコンパクトにしなければならないということがあるので、その辺も含めて委託して検討している最中である。

委員長：他に質疑ないか。なければこれで水道課に関する所管事務調査を終了する。暫時休憩する。

【休憩 13：42】

(企画課入室)

【再開 13：44】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。次に企画課の所管事務調査を行う。最初に説明員の紹介をしていただいてから順次説明をお願いします。

鈴木課長：（説明員紹介）企画課が所管している事務事業について、お手元の資料により説明させていただく。まず1ページ目、企画課内の職員構成である。企画統計係と広報広聴係の2係で構成されている。正職員7名、地域おこし協力隊2名を加えた9名で業務を行っている。次に2ページ目、各係の分掌事務であるが、企画統計係については、総合計画の策定及び調整に関することから始まり、17番目企画課の他の係の所掌に属さない事までの17項目を所掌しているわけであるけれども、総合計画の策定や地域総合戦略の策定など政策課題に関する事項を主として、公共交通対策やふるさと納税、結婚生活支援、男女共同参画に関する事務を行っている。更に国勢調査などの統計調査についても行っているところである。広報広聴係については、1番の広報活動及び広聴活動に関することから始まり、防災及び行政無線の放送に関することまでの5項目を所掌している。広報広聴係においては広報紙の発行を主として、防災無線の放送や行政相談に係る事項などを所掌している。後ほど主な事業については、あらためてご説明する。次に、3ページ目の「企画課所管の附属機関等」である、ご覧のとおり総合計画審議会ほか4つの機関を所管しており、それぞれ公募若しくは推薦により委員を委嘱している。この中で、住民協議会については、令和4年度新たに第6期総合計画の策定の際に、清水ミライ自分ごと化会議に参加された町民の中から希望を募り11名で組織し、まちづくりについてのご意見をいただいているところである。その他、広報モニターについては5名を委嘱させていただき、広報紙の内容や構成などについて、ご意見をいただいている。続いて、各係の主な事業について、概要をご説明させていただく。まず、4番企画統計係所管の主な事業である。3ページの（1）総合計画の策定及び調整、（2）地域総合戦略に関して、第6期清水町総合計画、及び第2期人口ビジョン・総合戦略いずれも本年度は3年度目となる。総合計画審議会及び住民協議会をそれぞれ開催し、計画の進捗状況の検証や、それぞれの項目に対するご意見をいただきながら、計画目標の達成に向けて取り組みを進めているところである。同じページの（3）人口減

少問題に関しては、新婚世帯への生活支援として住居費や引っ越し費用、リフォーム費用などを補助している。また、おびしんキューピットと連携協定を締結し、結婚支援を連携していくこととしている。続いて4ページの(4)まちづくり事業である。これは町民の方が自ら企画し実施する公共性のある事業や活動を支援し、住民参加によるまちづくりの推進と、協働による魅力的なまちの実現、地域活性化と振興を図ることを目的とした補助事業である。1団体あたり3年間を限度とし、1年目30万円、2年目、3年目各24万円を上限に補助している。本年度は120年記念事業として実施する場合については50万円を上乗せして補助している。事業の採択状況としては、新規事業4件、継続事業3件、その内3件は開町120年記念として実施済みまたは実施中となっている。続いて(5)まちづくり基本条例審査会については、年に一度まちづくり基本条例に基づく町民参加手続きの実施状況と職員アンケートの結果を報告し、まちづくりに係るご意見をいただいている。(6)十勝地域台東区墨田区連携プロジェクトであるが、これは十勝町村会と東京特別区会が中心となり江戸の伝統文化を活かした十勝産による食文化の創出と交流拡大を目指した取り組みである。令和2年度から本年度までの3年間の事業であって、本町は、台東区・墨田区での物産販売や十勝フェアへの食材提供などを行っている。次に5ページ(7)の、いきいきふるさとづくり寄附については、現在32事業者121種類の返礼品を用意し、事業を推進している。実績としては、別紙1として年度別の資料を添付している。昨年度については3億円を超える寄附をいただいたところであるが、本年度は、12月末現在で1億9千万円弱と令和2年度並みとなっている。昨年度より減少した要因としては、本年度、事業に要する費用を寄附額の50%以内とする基準に適合させるために寄附額を引き上げたことや、コロナ禍による巣ごもり需要が減少したことなどがあげられると考えている。そのような中、他の町においては寄附額を伸ばしている市町村もあるので、他の事例を参考にしつつ、ふるさと納税活性化業務を委託している十勝しみず物産振興機構と連携しながら、返礼品の工夫などを事業者とともに進め、ふるさと納税の活性化を図っていききたいと考えている。続いて(8)公共交通の関係である。コミュニティバスを現在運行しているが、清水市街の循環線と清水御影間の連絡線となる。利用状況については、別紙2として資料を添付している。傾向としては減少傾向となっている。また、清水高校スクール線の回送を利用した「清水帯広線バス」については、別紙3として運行実績表を載せている。利用者は増加傾向にある状況。昨年12月から帯広市内の停留所を増やしているので、今後も利用者の増加を期待しているところである。公共交通は町民の皆様の移動手段として重要であると考えているが、費用対効果を意識しつつ有効な公共交通の維持に努めたいと考えている。高齢者の方の移動支援として、買物銀行バスを運行している。別紙4として運行実績表を載せているが、利用者登録として284名の方の登録がある。12月末までで、延べ3,479名の利用があった。利用者の方の意向も聞きながら、委託先である社会福祉協議会と連携をとり、更に利便性を向上していききたいと考えている。次に6ページの(9)本年度行った統計調査の状況である。学校基本調査ほか3件実施したところである。大きな統計調査としては国勢調査があるが、令和2年に行っているため、令和7年が次の国勢調査となる。続いて(10)各地の清水会の状況であるが、東京清水会、札幌清水会については、新型コロナウイルス感染防止対策として、総会を书面開催とし、懇親会は3年連続で開催されていない状況である。帯広清水会については、本年度総会及び懇親パークゴルフが札内川の河川敷で行われている。令和5年度については、それぞ

れの清水会は開催意向と聞いているので、それぞれ対応していきたいと思っている。続く（11）から次のページの（14）までについては、本年度の取り組みの内、特に説明をする事項となる。まず、開町120年記念事業についてである。企画課が所管した事業として、記念式典・シンポジウム、しみずフォトコンテストを実施した。記念シンポジウムについては、埼玉県深谷市の小島市長から講演をいただくとともに、渋沢栄一翁ゆかりの地からも関係者の出席をいただき開催することができた。また、しみずフォトコンテストについても94点の応募いただき最優秀賞を決めさせていただいたところである。次に、渋沢栄一翁ゆかりの地町民ツアーについては、町民20名の参加をいただき、11月11日の渋沢栄一翁の命日に合わせて献花式に出席してきている。渋沢栄一翁の教えに触れ本町の歴史への理解と郷土愛を深める良い機会となったと考えている。次の町勢要覧についてであるが、平成11年3月に発行して以来の作成となる。今後、町をPRする資料として活用していきたいと考えている。企画統計係の最後として、地域再エネ導入戦略の策定である。2月末を目途として戦略策定を進めているところである。2050年カーボンニュートラルを目指し地域脱炭素を進めるため、二酸化炭素の排出量の現状把握や清水町がもつポテンシャルの調査をしたところである。今月に完了する予定であるので、町が考える地域脱炭素に向けた方向性を示していければと考えている。次に5番目、広報広聴係所管の主な事務である。広報やお知らせ版の発行、防災行政無線による防災情報・各種お知らせの放送、広聴事業や行政相談を行っているところ。広報及びお知らせ版については、月に1度毎月15日に発行し、防災行政無線については、メロディー放送を12時に戸別受信機で、屋外拡声器で17時に放送している。また、毎月1日及び15日に戸別受信機による定時放送として、職員が録音した各種情報を放送している。広聴事業としては、町長とのふれあいトークや出前講座、広報レターへの対応、行政相談については、行政相談員との連携による啓発事業などを行っている。その他、「町公式フェイスブック」や「ユーチューブ」による動画配信なども行っている。フェイスブック、ユーチューブともフォロワー数や登録者数が少しずつ増えつつあるので、引き続き、町のホームページと合わせて、行政情報やイベントなどのまちの魅力を発信したいと考えている。以上、簡単ではあるが、企画課の所掌事務の説明とさせていただきます。

委員長：只今の説明に対して質疑を受ける。

深沼委員：コミュニティバスについてであるが、停留所は当初の数と現状の数はどういう状況になっているか。

鈴木課長：当初コミュニティバスの運行が開始された時と、現状を比べるとバスの停留所は減っている。当初、清水巡回線と御影市街の巡回線があった。今は、御影巡回線は廃止しているので御影地区の停留所がほぼなくなっているところ。清水御影間の連絡線は走っているので、御影については3か所になっている。清水市街地についても路線のコストとか考えながら、乗車の状況を踏まえて停留所を見直しているので、当初よりは若干減っているという状況である。

深沼委員：町内会にコミュニティバスの停留所があったが、人数が若干減ったのもあるのか、遠くなったとの声がある。その理由はコスト的なものか。

鈴木課長：確かに乗車率が重要になってくる。走った距離に応じた費用となってくるので、距離数と乗車数のバランスをいかにとっていかるところでの停留所の配置になっている状況であるので、色々なご意見は頂いている。コストと利用者のバランスの中で決めさせていただいているので、説明をしてご理解を頂いている状況である。

只野委員：コミュニティバスについても意見は町民からあるが、聞いたようにコストの面と言われるとそうだと感じる。それと、便数を増やして欲しいという声もあるが、全然乗っていない時もある。非常に難しいと感じている。あと、町民の意見として、広報しみずの全戸配布といっても、いらないところには無駄なのではないかという声もあり、無理に全戸配布しなくてもという声もあるがいかがか。

鈴木課長：バスの関係であるが、確かに乗車が少ないということと、コースをどうとっていかということもあり、実は国の補助制度も令和6年度までは補助制度が色々あるが、その後は縮小されるとの話もあるので、新年度においてどのような公共交通がいいのか考えていきたいと思う。バスを継続するのがいいか、別な手段として移動手段を確保したほうがいいのか、合わせて総合的に考えていきたいと思っている。広報紙については、現在、町内会長にお願いして配布していることもある。確かに、いらない方のところにも配布されていると思うが、班回覧で回しているという都合もあり、個別に対応するのは煩雑となる可能性があるということで、今の状況を継続させていただいているが、今後においては考えなければならないと担当としては思っている。

委員長：他に質疑ないか。なければこれで企画課に関する所管事務調査を終了する。暫時休憩する。

【休憩 14：03】

(総務課入室)

【再開 14：54】 (途中、中島委員退室)

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。次に総務課の所管事務調査を行う。最初に説明員の紹介をしていただいてから順次説明をお願いします。

神谷課長：(説明員紹介) 総務課の事務分掌に関係する事項について説明をさせていただくので、よろしくをお願いします。資料の1ページ、総務課の職員構成から説明させていただく。総務課においては、総務係、行政管理係、財政係、契約財産係の4つの係を担当している。13名の職員と1名の会計年度任用職員、計14名で総務課の事務分掌を担っている。また、北海道と北海道市町村振興協会へ各1名を派遣している。消防の職員についても総務課付けの清水町職員の併任発令となっている。それでは、各係の事務分掌についてご説明させていただく。はじめに、総務係の事務分掌について説明させていただく。(1)「儀式に関すること。」については、主に「開町記念式」を毎年、開町記念日の10月1日に開催しており、清水町表彰条例に基づき表彰も併せて行っている。「町民新年交礼会」は、各種団体や企業等の代表の方々

に集まっていたき、明るい一年となることを願いながら情報交換を図る場として文化センターで開催していた。ただ、ここ3年間はコロナ禍ということで中止しているところである。今後、開催について他町の状況を見ながら開催方法についても検討しているところである。(2)「行政上の連絡に関すること。」については、「清水町官公署等連絡協議会」通称清親会という団体があり、本町に関係がある官公署等の方々が相互に情報提供する場として、年に4回、第3火曜日に例会を開催している。会員は現在35名である。(3)「庁議に関すること。」については、定例庁議については毎月第1月曜日を原則に開催している。町政の最高方針として決定を要する事項、行政執行機関としての意思決定の審査・審議を行う場として開催している。臨時で議件がある場合は臨時で開催している。その他「政策調整会議」ということで、必要に応じて関係課、関係機関との相互調整を要する事項についての審議を行っている。(4)「町村会に関すること。」については、北海道町村会、十勝町村会、十勝町村副町長会議等に係る事務を行っている。(5)「町長及び副町長の秘書に関すること。」については、町長及び副町長のスケジュール管理、出張命令、旅費等の支出、交際費の支出管理に係る業務を行っている。(6)「事務引継ぎに関すること。」については、町長の事務引継に関する業務ということで、地方自治法に基づいた業務を行っている。(7)「宗教法人に関すること。」については、宗教法人台帳の管理、宗教法人に関する書類の十勝総合振興局への経路が業務内容になっているが、現実的には直接、十勝総合振興局へ書類が提出されているため、宗教法人に関する書類の提出を受けたことはない状況である。(8)「防災に関すること。」については、災害対策基本法に基づき清水町地域防災計画を策定しており、それに沿って行っている。これについては、法律の改正等を受けて見直しが必要な場合については随時見直しを行っている。その際には法律に基づき清水町防災会議委員を委嘱し、審議をいただいている。委員については、4ページの上段に記載している。(9)「国民保護に関すること。」については、国民保護法に基づき清水町国民保護計画を策定しており、武力攻撃や大規模なテロに対する避難・救援等の対応を定めている。これについても、法律の改正等を受け随時見直しを行っている。計画の見直しに当たっては、法律に基づき清水町国民保護協議会委員を委嘱し、審議をいただいている。委員は、4ページの下に記載している。(10)「自衛隊に関すること。」については、自衛隊の募集事務について行っている。これについては法定受託事務ということで、自衛隊からの依頼により、広報お知らせ版に掲載している。また、清水町自衛隊協力会という団体の事務局も担当している。(11)は「職員の任命、進退、賞罰、服務及び身分に関すること。」、(12)は「職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関すること。」について行っている。総務係については主に職員に関すること、庁舎の内部調整に関する部分について行っている。(21)「他の執行機関との連絡調整に関すること。」については、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員との調整に関する業務を行っている。その他、「他の課及び総務課の他の係の所掌に属さないこと。」について、総務係が担当している。次に行政管理係については、主に「議会の招集及び議案の提出に関すること。」に関する事務を行っている。(2)「褒章及び功労者に関すること。」については、国・道の表彰、清水町の表彰を行っている。(3)「条例、規則、訓令等の審査」等を行っている。(7)「行政不服審査及び訴訟に関すること。」については、町が行なった行政上の処分について不服の申し立てがあった場合には、清水町行政不服審査法施行条例に基づく審査会の設置、運営等を行う

こととなる。これまで審査会の設置をしたことはない。その他、町を被告とする訴訟等についても、行政管理係が窓口となっている。その他、情報公開や個人情報保護、文書の管理等について行っている。また、コンピュータシステム及びコンピュータ機器の保守管理、情報化の推進に関することも行政管理係が担当している。続いて、財政係に関する事務分掌については、(1)「財政計画に関すること」については、「清水町中期財政推計」を策定し、中期的な視点で財政収支を試算し、計画的な財政運営の推進に努めているところである。(2)「予算の編成及び予算管理に関すること」については、予算の編成方針の策定、当初予算編成、補正予算編成の事務を行っている。その他、地方債の借入に関する事務、(5)「地方財政状況調査(普通会計)に関すること」については、決算統計の作成等を行っている。(6)「決算に関すること」については、財務規則に基づき毎年度、会計管理者が歳入歳出決算書を作成することとなっているが、財政係では、主要な施策の成果を説明する書類、主要政策成果表を各課から取りまとめ、精査、作成し、監査委員の審査に付し、議会に決算認定を付議しているところである。その他、(8)「健全化判断比率及び資金不足比率に関すること」については、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率について、決算の取りまとめと合わせて数字を算定し、報告しているところである。(10)「使用料等に関すること」については、使用料等審議会の事務局を担っており、町が徴収する使用料、手数料、分担金及び負担金について審査会で審議をいただいているところである。委員については現在8名に委嘱させていただいている。参考資料の5頁に委員名簿を掲載している。また、2月19日に任期が来るので新しい委員の委嘱について進めているところである。最後、契約財産係に関する事務分掌については、(1)「町有財産(他課の主管に属するものを除く。)の管理に関すること。」については、普通財産の管理、普通財産の譲渡や貸付などの有効活用を図るよう取り進めている。(4)「工事及び物品の指名参加業者の登録及び格付に関すること。」については、建設工事等競争入札参加資格審査申請書の審査並びに格付に関する事務を行っている。(5)「入札及び契約に関すること。」については、町が発注する工事等の入札及び契約締結までの業務を行っている。(6)「入札参加指名選考委員会に関すること。」については、町が発注する工事・業務等の入札に関し、指名競争入札参事選考委員会の開催に関する事務を行っている。その他、町の公用車の管理ということで、一括管理をしている。(10)「土地連絡調査及び地籍調査に関すること。」についても担当をしている。最後に、選挙管理委員会の事務分掌については、総務係と御影支所の職員が併任発令となっている。これについては、国、道、町村における選挙事務を行なっている。選挙管理委員会の委員については、議会で選挙により選出された4名の委員と、補充委員4名の8名で構成されておられる。任期は令和5年11月18日となっている。簡単であるが、総務課が所管する事務の説明とする。

委員長：只今の説明に対して質疑を受ける。

鈴木委員：選挙の関係で、土幌か上土幌で巡回投票が記事になっていたが、取り組みとしてはおもしろいと思うが総務課としてはどう考えているか。

神谷課長：おそらく事前に投票したい方に登録していただいて、行っているのではないかとと思う。農村部では人数が限られていて、そういった方法も有効と言えば有効だと思います。

うけれども、詳しくどのような形でやられたのかも確認して検討してみたいと思う。

鈴木委員：他町村も加速して行うのではないかと思う。あと、14投票所あるが、そんなにいるかなという声もあったので、そういう取り組みというのはあったのか。

神谷課長：農村部の投票所の統合については、正式にはないけれども話題としては出ているが、地域の意向もあって、実行に移すとなるとどうすべきかというところ。地域集団が一つにならないと難しいのではと思っている。

深沼委員：自主防災組織について、加盟が50いくつかあり、これ自体作ってはいるが町内会で実際どれくらいの人が把握しているのかと疑問に思う部分がある。せっかくこういう組織があるのであれば、災害があった時に地域と連携とりながら、町とも状況把握できるのか。何もわからない状態で名前だけではもったいないと思う。実際に状況としてどういう感じなのか。

宇都宮主幹：平成30年頃に、平成28年の災害が起きたときに地域の防災力を上げるということで、行政の方から自主防災組織ということで立ち上げる取り組みが行われたところで、その後、コロナなどの関係で活動が停滞してしまい課題だと思っている。去年久しぶりに防災の研修会ということで、徐々に町内会と連携した取り組みも進めていかなければと思っている。大きな課題として認識している。

深沼委員：町内も農村地域も、まだ動ける人はいいが高齢者になると、地震とか一人暮らしだとどんな状況になっているかというのもあるので、もう少し力を入れてもらえればと思う。

宇都宮主幹：行政も大事だが、地域の防災意識の向上というのも大事なので、取り組みを進めていきたいと考えている。

鈴木委員：一般質問でも話をしたが、Jアラートの関係、国民保護に関して、緊急地震速報も含めてどういうふうにしたらいのかということをお願いしたが、総務課も関係しているか。

神谷課長：Jアラートの管轄自体は総務課の防災が担当になるが、たまたまあれは子どもたちということであったので、たぶん道教委のほうからJアラートが鳴った場合については子どもたちの扱いはこうしてくださいという通知が教育委員会からくるので、答弁させていただいた。総括の管理としては総務課で行っている。

鈴木委員：Jアラートで言えば総務課だし、子どもに関しては教育委員会だし、こども110番は町民生活課だし、ぐちゃぐちゃになっているので、厚生文教でやるべきことなのか、総務産業でやるべきなのか、整理整頓してほしい。

野々村補佐：国民保護のJアラート、防犯となると町民生活課になるが連携の中で対応していきたい。

只野委員：実質公債費率とか赤字比率とかという話があったが、その最新の数値を教えてくださいのと、十勝管内の町村の中ではその数値はどのくらいの位置にいるのかもわかれば教えてください。

佐藤補佐：実質公債費率については、令和4年度は決算を迎えていないので、令和3年度決算で8%程度、将来負担比率は負担数値が出ないということで、現在ないという状況になっている。十勝管内でいくと、比率で言えばそれほど悪い状況ではないというのが令和3年度決算の状況になっている。

只野委員：財政状況は悪くないと思うが、先程、出納課から基金の話もちょっと出て、基金も44億ある。体育館の財源はあるのかとの声がある。過疎債が当たらなかったら基金を取り崩すことになるのか。

佐藤補佐：財政担当としては過疎債をなんとかあててやりたいと考えているが、過疎債が枠の関係で全額あたらない場合も想定される。その場合に来年度以降、新たな起債で脱炭素の起債や防災に関する起債とかもあるので、交付税の戻りがいい起債があればそういったものも考えたりするが、そういった起債が難しいとなれば基金を使って財源をあてていくということも考えられると思う。起債についてはその年度、その年度、国の状況と北海道との協議が出てくるので、そういったことをしながら財源確保に向けて財政としては取り組んでいく考えである。

委員長：他に質疑ないか。なければこれで総務課に関する所管事務調査を終了する。暫時休憩する。

【休憩 15：28】

(総務課退室)

【再開 15：28】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。まとめとして、今回の所管事務調査は、総務産業常任委員会の所管の範囲を勉強するような調査であり、特にまとめは行わず、報告書についても、「所管部局の事務事業について説明を受けた」程度にしてよいか確認するがいかがか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議なしと認める。本会議ではA4版1枚の報告書を配布し、委員長報告は省略する予定である。

(2) その他

委員長：その他、議題何かあるか。

(「なし」との声あり)

委員長：それでは、定例会までにそれぞれ所管事務調査をした方がいいというものを考えておくようにお願いします。以上をもって、総務産業常任委員会を閉会する。

【閉会 15：29】